

平成 23 年 9 月 12 日
沖縄電力株式会社

定額電灯および公衆街路灯 A に係る新料金区分の認可申請について

当社は、定額電灯および公衆街路灯 A の電灯料金区分について、「10 ワットまでの 1 灯」および「10 ワットをこえ 20 ワットまでの 1 灯」に適用する新たな料金区分（以下「新料金区分」といいます。）を設定することとし、本日、経済産業大臣に対し認可申請を行いました。

また、太陽光発電促進付加金につきましても、上記新料金区分に対応するため、本日、併せて経済産業大臣に対し認可申請を行いました。

なお、本認可申請は、昨今、省エネルギーの観点から、LED 照明灯など、従来の照明と比較して高効率かつ小容量の照明の開発が進みつつあり、またその普及が期待されていることを踏まえ対応するものです。

1. 新料金区分適用の対象契約

定額電灯または公衆街路灯 A のご契約で、照明機器の入力容量が「10 ワットまで」および「10 ワットをこえ 20 ワットまで」のお客さまが適用の対象です。

2. 新料金区分の単価

新料金区分の単価は次のとおり認可申請しております。

料金区分	電灯料金単価		太陽光発電促進付加金単価
	定額電灯	公衆街路灯 A	
10 ワットまでの 1 灯につき	98 円 02 銭	87 円 11 銭	24 銭
10 ワットをこえ 20 ワットまでの 1 灯につき	150 円 89 銭	134 円 10 銭	49 銭

注) 定額電灯および公衆街路灯 A の太陽光発電促進付加金単価は、同じ単価となっております。

3. 新料金区分の適用開始日

平成 23 年 12 月 1 日で申請しております。

4. 新料金区分の適用方法

新料金区分適用の対象となる可能性のあるお客さまに対して、本認可申請が国から認可されたのち、ダイレクトメールにてお手続き方法等をご案内いたします。

添付資料：定額電灯および公衆街路灯 A について

以 上

定額電灯および公衆街路灯 A について

定額電灯とは

電灯^{※1}または小型機器^{※2}を使用する小容量の需要で、計量器を設置しない定額制の料金となっております。

主な用途としては、看板灯やアパートの共用灯等があります。

公衆街路灯 A とは

公衆のために設置された電灯^{※1}または小型機器^{※2}を使用する小容量の需要で、計量器を設置しない定額制の料金となっております。

主な用途としては、街路灯、交通信号灯等があります。

なお、現行の需要家料金、電灯料金、小型機器料金および太陽光発電促進付加金の単価につきましては、変更はございません。

料金区分		料金単価		太陽光発電促進付加金単価
		定額電灯	公衆街路灯 A	
需要家料金 (1契約につき)		63 円 00 銭	52 円 50 銭	—
電灯料金	(20 ワットをこえ) 40 ワットまでの 1 灯につき	256 円 62 銭	228 円 06 銭	98 銭
	40 ワットをこえ 60 ワットまでの 1 灯につき	384 円 93 銭	342 円 09 銭	1 円 47 銭
	60 ワットをこえ 100 ワットまでの 1 灯につき	641 円 55 銭	570 円 15 銭	2 円 45 銭
	100 ワットをこえる 1 灯につき 100 ワットまでごとに	641 円 55 銭	570 円 15 銭	2 円 45 銭
小型機器料金	50 ボルトアンペアまでの 1 機器 につき	248 円 55 銭	213 円 79 銭	74 銭
	50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルト アンペアまでの 1 機器につき	433 円 09 銭	375 円 87 銭	1 円 46 銭
	100 ボルトアンペアをこえる 1 機器 につき 100 ボルトアンペアまでごとに	433 円 09 銭	375 円 87 銭	1 円 46 銭

注) 定額電灯および公衆街路灯 A の太陽光発電促進付加金単価は、同じ単価となっております。

※1 白熱電球、けい光灯、ネオン管灯、水銀灯等の照明用電気機器 (付属装置を含みます。) をいいます。

※2 主として住宅、店舗、事務所等において単相で使用される、電灯以外の低圧の電気機器をいいます。